

大分類「C - 事務従事者」、**「D - 販売従事者」**及び **「E - サービス職業従事者」**の設定の考え方及び主な改定点について

1 大分類「C - 事務従事者」

【大分類の考え方】

- ・ ここでいう事務とは、企業等経済活動を行う組織において、自己の本来の目的である財貨・サービスの生産が円滑に遂行できるよう、直接的な生産ではなく、人事、経理、企画、受付、記録、集金等の生産活動の支援であるような仕事をいう。ただし、事業として、他人のためにこれらの生産活動支援（バックオフィス業務等）を行う場合も本分類に含める。
- ・ 生産現場であっても、直接生産活動には従事せず、専ら記録などの仕事に従事するものは本分類に含む。
- ・ 高度な経営判断を行う職業（CEO等）やいわゆる中間管理職（部長、課長等）は「A - 管理的職業従事者」に分類する。

【主な改定点】

- ・ 現行中分類「25 一般事務従事者」について、現行の職業分類では、庶務、人事、厚生、労務などの仕事に従事するものを小分類「251 総務事務員」にすべて含めて分類しているが、民間企業では庶務や総務と、人事、厚生や労務とでは、必要とされる知識に違いがあると考えられることから、小分類「251 総務事務員」を「庶務事務員」と「人事事務員」に分割。
- ・ 小規模事業所などでは同一人が特定の事務だけでなく複数の小分類にまたがる事務全般を遂行する例も少なくないと思われることから、このような職業を「一般事務員」として新設。この結果、中分類名称を「25 総務事務従事者」に変更。

2 大分類「D - 販売従事者」

【大分類の考え方】

- ・ この大分類には、以下に掲げる仕事に従事するものを含む。
 - 有体的商品の仕入・販売の仕事
 - 不動産・有価証券などの売買の仕事
 - 有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事
 - 商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事
- (注) なお、ここで営業は、他人を訪問して、上記の仕事を行うものをいい、実際に商品を引き渡す行為が含まれている場合、例えば、商品を携行し訪問又は呼売して販売する仕事は、営業には含めず、販売とする。

【主な改定点】

- ・ 職業紹介の場において、いわゆる営業職は求人のニーズが多く、その内容も多様化しており、民間の職業紹介事業者が設ける職業の分類ではこれを項目として設定していることが一般的であることから、統計分類でも販売職のうち、営業活動に従事するものについて把えることができるようにするため、旧小分

類「327 商品仕入・販売外交員」、「331 不動産仲介・売買人」、「332 保険代理人・外交員」及び「335 外交・勧誘員（商品、不動産、保険、有価証券を除く）に含められていたものを分離し、新中分類「34 営業職業従事者」を新設。

- ・ 営業職業従事者として、次の職業を小分類として設定。

- 341 食料品営業職業従事者
- 342 化学品営業職業従事者
- 343 医薬品営業職業従事者
- 344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）
- 345 通信・システム営業職業従事者
- 346 金融・保険営業職業従事者
- 347 不動産営業職業従事者
- 349 その他の営業職業従事者

3 大分類「E - サービス職業従事者」

【大分類の考え方】

- ・ ここでいうサービス職業とは、個人又は世帯を対象としたサービスをいい、企業等を対象とした生産活動の支援業務は含めない。
- ・ 個人を直接対象とする仕事であっても、商品の販売が主目的である場合は「販売」に、受付・案内・電話対応等の、本来の生産活動に対する支援的業務は「事務」に分類する。

【主な改定点】

- ・ 現行分類では、介護サービスの職業に従事するものについて、医療施設等に勤務するものは「専門的・技術的職業従事者」、訪問介護に従事するものは「サービス職業従事者」と、同様の職務内容であると考えられるにもかかわらず別々に分類されていることから、統合して中分類「36 介護サービス職業従事者」を新設。
- ・ 現行分類では「専門的・技術的職業従事者」に分類されている看護助手、歯科助手は、自らは資格を持たず、それぞれ医師、看護師、歯科医師など資格を有するものの指示を受けて補助的な仕事に従事することから、本分類に移設・集約し、中分類「37 保健医療サービス職業従事者」を新設。